

きじみ事業者認定制度 登録基準

きじみ事業者認定制度実施要領第5条の登録要件は以下のとおりとし、これらの要件をすべて満たしている事業者を登録するものとする。

- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づく障がい者雇用数が不足していないこと。ただし、法第43条第7項に基づく報告義務のない事業者については、障がい者雇用数の要件を満たすことを要しない。
- ② 一般社団法人日本障がい者就労支援協会（以下「協会」という。）が実施する障がい者の雇用、就労支援および生活支援施策への協力又は協力意思があること。
- ③ 労働法規を遵守していること。
- ④ 障がい者福祉関係法規を遵守していること。
- ⑤ 暴力団員又は暴力団密接関係者と関与していないこと。
- ⑥ 就労継続支援A型事業所ではないこと。
- ⑦ その他登録企業として適当でない事由が存在しないこと。
- ⑧ 以下のうち、いずれかに該当していること。

ア 職場体験または実習の受け入れ

登録申請日から過去2年間に、毎年1人以上の障がい者の職場体験または実習を受け入れていること。

イ 障がい者施設等への発注実績

登録申請日から過去2年間の障がい者就労施設等への発注実績が合計30万円以上であること。

ウ 法定雇用数を超える雇用

登録申請日の直前の障がい者雇用状況報告数（6月1日現在）で、次の基準を満たしていること。

- ・常用雇用労働者数300人未満の企業等→法定雇用障がい者数を1人以上超過して雇用
- ・常用雇用労働者数300人以上の企業等→法定雇用障がい者数を2人以上超過して雇用

エ 障がい者手帳の提示で、割引、サービス提供等を行なっていること。

（令和3年8月1日 制定）